

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達
第 7 編の 2 構造改革特別区域法関係 第 28 条の 2 第 1 項関係	第 7 編の 2 構造改革特別区域法関係 第 28 条の 2 第 1 項関係
1 「農産物」の定義 特区法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「農産物」とは、 日本標準商品分類の「69 農産食品」及び「70 畜産食品」 に属する物品とする。	1 「農産物」の定義 特区法第 28 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「農産物」 とは、日本標準商品分類の「69 農産食品」及び「70 畜産 食品」に属する物品のうち、「69-95 砂糖」、「69-96 糖み つ」、「69-97 糖類」及び「70-4 はちみつ」以外のものと する。 <u>ただし、同号に規定する当該地方公共団体の長が当該 地域の特産物として指定した物品が、「69-95 砂糖」、 「69-96 糖みつ」、「69-97 糖類」又は「70-4 はちみつ」に 属するものである場合には、当該物品は農産物に含まれ るものとする。</u>
2 「水産物」の定義 特区法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「水産物」とは、 日本標準商品分類の「71 水産食品」に属する物品とする。	(新設)
3 「加工品」の定義 特区法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「加工品」とは、 日本標準商品分類の「72 農産加工食品」、「73 畜産加工食 品」及び「74 水産加工食品」に属する物品とする。	(新設)
4 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定 特区規則第 3 条第 2 項に規定する「特区内農産物等と 同一の種類のもの」かどうかの判定は、日本標準商品分 類の分類番号の最初の 5 桁を基準として行うものとし る。	(新設)
(削除)	2 農産物の使用割合 特区法第 28 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けて同項第 2 号に規定するリキュールの製造免許を受けた者が、同号 に掲げるリキュールを製造する場合には、当該リキュール の原料に占める「農産物」の割合は問わないのであるから 留意する。